

北信保健所管内の旅館でノロウイルスによる 食中毒が発生しました

本日、北信保健所は下高井郡内の旅館を食中毒の原因施設と断定し、当該施設の調理部門に対し令和8年2月4日から令和8年2月6日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は、令和8年1月28日から29日に当該施設で調理、提供された食事を喫食した1グループ31名中の1グループ18名で、行政検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

【事件の探知】

令和8年1月31日午後1時頃、営業者から「1月27日から29日に施設を利用した者が発熱、嘔吐、下痢などの症状を呈し、医療機関を受診した。」旨の連絡が北信保健所にありました。

【北信保健所による調査結果概要】

- 患者は1月28日から29日に当該施設で調理、提供された食事を喫食した1グループ31名中の1グループ18名で、30日午前9時頃から、発熱、嘔吐、下痢などの症状を呈しました。
- 患者は、当該施設で調理、提供された食事を共通して喫食していました。
- 他自治体及び長野県環境保全研究所が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。
- 患者の発症状況は、ノロウイルスによる食中毒の症状と一致していました。
- 患者を診察した医師から、食中毒の届出がありました。
- 以上のことから、北信保健所は当該施設で調理、提供された食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	北信保健所	
患者関係	発症日時	1月30日 午前9時頃から
	患者症状	発熱、嘔吐、下痢など
	患者所在地	新潟県
	患者数 及び喫食者数	患者数／喫食者数：18名／31名 (患者内訳) 男性：11名 (年齢：10歳代) 女性：7名 (年齢：10歳代)
	入院患者数	1名
	医療機関受診者数	16名 (受診医療機関数：7か所)
原因食品	1月28日から29日に当該施設で調理、提供された食事	
病因物質	ノロウイルスG II	
原因施設	施設所在地 下高井郡 営業許可業種 飲食店営業	
措置	食品衛生法に基づく営業の停止 令和8年2月4日から令和8年2月6日まで3日間 (この施設は1月31日から調理部門の営業を自粛しています。)	

検査結果	ノロウイルス G II	患者便：12 検体中 12 検体から検出 調理従事者便：4 検体中 2 検体から検出
------	-------------	---

[参考]

患者へ提供されたメニュー	海苔、玉子焼き、春巻き、カリフラワーサラダ、ひじき煮、ヨーグルト、味噌汁、牛丼、わかめスープ、野菜と豚肉の陶板焼き、エビ姿焼き、かつフライ、大根煮もの、そば、ハム、温泉卵、菜の花のお浸し、ヨーグルト、ご飯、カレー、野菜サラダ、リンゴ、お茶、水 など
--------------	--

[参考] 長野県内（中核市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

令和 7 年度 (うち 中核市)	15 件 (3 件)	257 名 (20 名)
令和 6 年度 (うち 中核市)	26 件 (6 件)	523 名 (142 名)

ノロウイルス食中毒注意報発出中です（令和 8 年 1 月 14 日から）

～ ノロウイルスによる食中毒とは ～

[特徴]

ノロウイルスによる食中毒は、主に①ノロウイルスに感染したヒトを介してウイルスに汚染された食品や、②ノロウイルスが蓄積した二枚貝を「生」や「加熱不足」で食べることによって起こります。

また、このウイルスの感染力は非常に強く、食品を介さなくてもヒトからヒトへ容易に感染します。

[症状]

1～2日の潜伏期間を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、発熱などを起こします。かぜとよく似た症状がみられる場合もあります。通常は発症してから1～2日で症状は治りますが、小さなお子さんやお年寄りは脱水症状を起こす可能性がありますので、おかしいなと思ったら早めに医療機関を受診してください。

[予防方法]

外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、石けんで手を十分に洗いましょう。

トイレに入る際は、衣服を汚さないように上着を脱ぐか、袖口をまくりましょう。

加熱して調理する料理は、中心部まで十分に加熱しましょう。

まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯や塩素系漂白剤で殺菌して使いましょう。

下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理に従事しないようにしましょう。

患者の嘔吐物などを処理する時は、マスクを着用し、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。

発症者の便には多量のウイルスが含まれますが、症状が治まった後もしばらくの間はウイルスが排出されますので注意しましょう。

(問合せ先)

北信保健所 食品・生活衛生課

(担当) 中曾根、久保田、山口

電話: 0269-62-3106 (直通)

0269-62-3105 (代表) (内線 119)

FAX: 0269-62-6036

E-mail hokuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係

(担当) 福井、松本、塚田

電話: 026-235-7155 (直通)

026-232-0111 (代表) (内線 2661)

FAX: 026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp